

別冊（参考資料）

- ・ 議題3 . . . p 1 ~ p 3
- ・ 議題4 . . . p 4 ~ p 7

佐有漁協指第150号
令和4年7月6日

佐賀県知事 山口 祥義 様

佐賀県有明海漁業協同組合
代表理事組合長 西久保 敏

試験養殖実績報告書

令和3年6月10日付け試養第210601号で承認を受けた試験養殖について、
別紙のとおり報告致します。

令和3年度 七浦カキ垂下養殖試験 報告書

□ 養殖方法

- ・ 養殖施設は、延縄式の養殖ロープ50m×6本、提灯かご計120個を使用した。
- ・ 2021年10月上旬に、七浦地先のカキ礁から天然のマガキとスミノエガキを採取し、垂下養殖試験を開始した。
- ・ 養殖試験は2021年10月～2021年12月にかけて行った。
- ・ 出荷サイクルは1～2カ月とした。

□ 試験課題

2

【養殖場所の試験】

- ・ 令和5年度の養殖区画取得を見据え、養殖場所を変更しても身入りが向上するのかわ確認する。

【養殖期間の試験】

- ・ R2年度スミノエガキにおいて、1か月間の養殖で十分な身入り向上効果が得られた。そのため、今年度も1か月間の養殖で身入り向上効果を検証し、再現性を確認する。

□ 養殖結果

- ・ 今年度は、カキ礁においてエイの食害による被害が大きく、種ガキの入手が困難であった。そのため、上記課題の評価を予定していた1月以降の養殖が実施できず、試験課題の検証はできなかった。

□ 販売

- ・ 養殖したカキは、すべて「道の駅 鹿島」で販売した。
- ・ 販売重量は合計1,449kg、販売金額は106万円（税込）であり、前年度の1/3程度と、販売重量、金額ともに少なかった。
- ・ 今年度は、種ガキの入手が困難であったため、養殖物の販売は年内で終了した。
- ・ コロナ禍で道の駅の客足が少なかったものの、養殖物の評判は良いため、売れ行きは良好であった。

	11月	12月	1月	2月	3月	合計
販売袋数 (1.5kg/袋)	234	732	0	0	0	966
販売重量 (kg)	351	1,098	0	0	0	1,449
販売金額 (千円)	257.4	805.2	0	0	0	1,062.6

(単価：1,100円/袋(税込))



図 道の駅鹿島での販売

□ 課題と今後

- ・ 延縄式の提灯カゴを用いた養殖方法については、特段の課題はない。
- ・ ただし、カキ礁から天然種ガキの入手が困難になった場合、何らかの方法で対策を講じる必要がある。
- ・ 令和4年度も試験養殖を行い、令和3年度の試験課題に再度取り組む予定である。
- ・ また令和5年度の区画免許更新に際して、正式な区画免許を申請する予定である。 2

4 県連海第 7 号
令和 4 年 5 月 13 日

九州各県海区漁業調整委員会事務局長 様

長崎県連合海区漁業調整委員会事務局長

令和 4 年度全国海区漁業調整委員会連合会
九州ブロック会議の提出議題について（照会）

標記について、本年度ブロック会議は下記のとおり開催を予定しております。

つきましては、本会議において話題提供や議論すべき項目等は別紙様式 1、国への提案議題（要望事項）は別紙様式 2 にご記載の上、8 月 31 日（水）までに当事務局まで、電子メール（Word ファイル）でご送付願います。

今後、各県からの要望事項等を取りまとめ、9 月中旬を目途に各海区にご意見及び出席者の照会をさせていただく予定です。

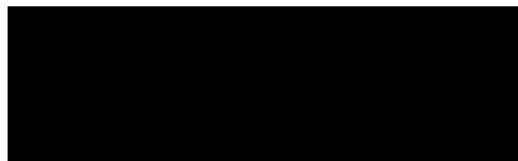
また、連合海区が設置されている県におかれましては、単海区への照会は行いませんので、連合海区による取りまとめをお願いいたします。

なお、新型コロナウイルス等の影響により、開催予定に変更が生じることが予想されます。その際は改めてご連絡させていただきますので、予めご了承ください。

記

- 1 期 日： 令和 4 年 10 月 27 日（木）から 10 月 28 日（金）
- 2 場 所： 長崎市内のホテル等を予定（会場が決定次第お知らせします。）
- 3 会 議
 - (1) 本会議（10 月 27 日） 午後 2 時から午後 5 時まで
 - (2) 情報交換会（10 月 27 日） 午後 6 時から午後 8 時まで
 - (3) 視察（10 月 28 日） 午前 8 時から午後 2 時頃まで
- 4 留意点
提案議題（要望事項）は、「要望事項とりまとめの留意点について（平成 19 年 6 月 29 日付け全国海区漁業調整委員会連合会会長）」に従いご提案ください。

【問い合わせ先】長崎県連合海区漁業調整委員会事務局
（漁業振興課資源管理班内）



「 要望事項とりまとめの留意点について 」

平成20年度以降の要望事項については、下記の点に留意のうえ、提案して頂きますようお願いいたします。

記

- 1 要望事項は、漁業調整や資源管理上の問題など、海区漁業調整委員会としての権限と機能に則したものであって、全国海区漁業調整委員会連合会の要望として相応しいもの（原則として、漁業制度に関する問題、外国との漁業調整・資源管理に関する問題、大臣許可漁業との漁業調整・資源管理に関する問題、その他広域漁業調整委員会が処理すべき事項以外の漁場利用、漁業調整、資源管理、安全操業などに関する問題とする。）であること。
- 2 要望事項は、可能な限り具体的な提案であること。
- 3 要望事項の文案は、ポイントを絞って簡潔に表現されていること。
- 4 継続要望の文案は、情勢の変化を的確に反映した表現とすること。
- 5 要望事項の文案とは別に、要望に至った具体的な事例や背景などを記載した文書を作成し、添付すること

平成19年6月29日

全国海区漁業調整委員会連合会長

「平成18年12月開催の全漁調連会長・副会長会議で確認された具体的な整理方針」

- ① 要望事項は「漁業調整」や「漁業管理」に関連したものに絞り込む
→ 「有害生物対策」と「海岸ゴミ・流木処理」は取り扱わない。
- ② 有害生物の除去は、漁業調整委員会が取り扱う案件ではない。
(有害生物により漁場計画の執行に支障が生じるとの考え方には無理がある。)
- ③ 外国からの流木対策は、一義的に一般の船舶を含む航行管理の問題。海岸ゴミ等も航行管理や環境問題の性格が強い。

令和3年度全国海区漁業調整委員会連合会九州ブロック会議に係る
提案議題（要望事項）

佐賀県連合海区漁業調整委員会

提案議題（要望事項・協議事項・照会）

クロマグロ資源の適正利用及び零細漁業者の経営支援について（案）

内 容

クロマグロ漁業への依存度が相対的に高い延縄、曳き縄釣、一本釣等の漁船漁業者は、漁獲制限の開始以降、目的操業の自粛措置に取り組み、漁獲対象種をブリ、カツオ及びサワラ等に転換しているものの、これら魚種の操業海域におけるクロマグロの来遊量の増加に伴い、再放流作業等の労務負担が増大しており、漁家経営の悪化を招いています。

また、本年2月には、沿岸の定置網に予期せぬ大型マグロの大量入網があり、佐賀県海洋生物資源の保存及び管理に関する計画に基づき、勧告（くろまぐろが入網していないことが確実に確認される以外の休漁）を発出したことにより、青森県との融通手続きが完了するまで休漁を余儀なくされたところです。

つきましては、クロマグロ資源の適正利用及び零細漁業者の経営支援のため、次の事項を要望いたします。

- 1 国際委員会において、直近のデータに基づく資源評価結果を反映した漁獲枠の増枠を次期管理期間で実現するとともに、漁獲枠未利用分の繰越上限を堅持すること。
- 2 国際委員会で漁獲枠の増枠が承認された際は、沿岸の零細な漁船漁業に優先的に配分すること。また、配分の際は、混獲を回避しつつも本来の操業を継続することが可能となるよう、長期的な漁獲実績（基礎割）、来遊状況、操業特性や漁獲管理の難易度等を考慮した配分を行うこと。
- 3 漁業者が安心して資源管理に取り組めるよう、放流活動、休漁に対する支援への十分な予算の確保を図るとともに、資源管理の取組による減収に対応するため、漁業収入安定対策（強度資源管理タイプ）の要件緩和措置の継続と国の掛金補助率の格差縮小を行うこと。

令和3年度全国海区漁業調整委員会連合会九州ブロック会議に係る
提案議題（要望事項）

佐賀県連合海区漁業調整委員会

提案議題（要望事項・協議事項・照会）

ミニボートによる危険行為の防止について（案）

内 容

規制緩和により免許・登録が免除された連続最大出力が1.5kW（2.039馬力）の推進機関を有する長さ3m未満の船舶、いわゆるのミニボートは、海上交通の基本的ルールすら知らない利用者が、耐航性や他船からの視認性が低いという特性を認識しないまま沖合への出航や夜間航行、船舶の輻輳する港の周辺での遊漁を行っており、操業や漁船の航行に多大な支障が生じています。

海上保安庁が取りまとめたミニボートの事故発生状況を見ると、平成22年から27年は年間50隻前後の発生であったものが28年以降増加に転じ、直近の令和元年には90件と倍増しております。

このため、全国各地で定期的に安全講習会を開催されているとともに、ミニボート販売時に「ミニボート安全ハンドブック」を同封するなどの普及活動を積極的に実施されているものと認識しております。

しかしながら、コロナ禍を受けて、海洋性レジャー人口が増加していること、気候変動に伴う天候急変による海難事故の増加が懸念されることから、さらなる普及活動の徹底と安全対策上の制度創設が必須と認識しております。

つきましては、海面における海難事故を防止し、人命の安全を守るため、次の事項を要望いたします。

- 1 ミニボート所有者の登録と保険（特に遭難救助費用を対象）加入をセットとした制度を創設すること。
- 2 ミニボート利用者に安全講習会の受講を促すとともに、ミニボート販売業者にも購買者に受講を促すよう引き続き強く働きかけること。
- 3 衝突事故防止のため目印となる旗やレーダー反射板などの安全装備を必置するよう、引き続き業界に強く働きかけるとともに、購買者等への普及啓発を強化すること。